

提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国(機関)】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
 - 【出願日】
 - 【出願番号】
 - 【(出願の区分)】
 - 【(アクセスコード)】

明書提供国(機関)】及び「【提供国(機関)における出願の番号】」を設けて、実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分(「特許」、「実用新案登録」等の別)及び実用新案法第11条において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国(機関)】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は、「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

- 【パリ条約による優先権等の主張】
- 【国・地域名】
 - 【出願日】
 - 【出願番号】
 - 【(出願の区分)】
 - 【(アクセスコード)】

(【優先権証明書提供国(機関)】 【削る】)	(【優先権証明書提供国(機関)】 【提供国(機関)における出願の番号】)
【パリ条約による優先権等の主張】	【パリ条約による優先権等の主張】
【国・地域名】	【国・地域名】
【出願日】	【出願日】
【出願番号】	【出願番号】
(【出願の区分】)	(【出願の区分】)
(【アクセスコード】)	(【アクセスコード】)
(【優先権証明書提供国(機関)】 【削る】)	(【優先権証明書提供国(機関)】 【提供国(機関)における出願の番号】)
31~40 [略]	31~40 [略]
備考 表中の「 」の記載は注記である。	

(意匠法施行規則の一部改正)
第2条 意匠法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第12号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(特許法施行規則の準用) 第十九条 [略] 2 [略] 3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二項第一号、第三項、第四項及び第六項、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特	(特許法施行規則の準用) 第十九条 [略] 2 [略] 3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、第二十七条の三の三第一項、第二項第三号、第三項第一号及び第三号、第四項並びに第六項、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十八条から第二十八条の三まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項(信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手続等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略)の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十